

## 政治資金監査に関する報道について

注) 報道については、事実かどうかの確認を行ったものではない。

# 目 次

## 1 現行制度上の取扱いに関する報道

### (1) 政治資金監査の基本的性格との関連

- ① 個々の行事ごとの収支に関する報道 . . . . . 1
- ② 支出の妥当性（使途、支出先）、支出項目の区分の分類に関する報道 . . . 3
- ③ 収支報告書等に記載されていない支出に関する報道 . . . . . 6
- ④ 領収書等亡失等一覧表に関する報道 . . . . . 9
- ⑤ 人件費の確認方法に関する報道 . . . . . 10

### (2) 登録政治資金監査人の資格との関連

- ⑥ 登録政治資金監査人と政治団体との関係（業務制限）に関する報道 . . . 10

### (3) 収支報告書提出後の訂正との関連

- ⑦ 収支報告書提出後の訂正に関する報道 . . . . . 15

## 2 その他の報道

- ① 平成26年10月30日付読売新聞朝刊（社説） . . . . . 16
- ② 平成26年11月5日付毎日新聞朝刊 . . . . . 16
- ③ 平成26年11月29日付産経新聞朝刊（社説） . . . . . 16
- ④ 平成26年11月29日付産経新聞朝刊 . . . . . 16
- ⑤ 平成26年11月29日付毎日新聞朝刊、東京新聞朝刊 . . . . . 17

# 1 現行制度上の取扱いに関する報道

## (1) 政治資金監査の基本的性格との関連

### ① 個々の行事ごとの収支に関する報道

#### 国会での議論

※ 「第168国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第4号」(平成19年12月20日)より引用。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

法案を拝見しまして、あいまいな点あるいは矛盾ではないのかというような疑問点を私多々感じているわけですが、時間の関係で、政治資金の監査、この意義に絞って提案者にお尋ねしたいと思います。

法案十九条の十三第二項の各号のこの規定ぶりを拝見をいたしますと、導入しようという監査人の責務は、帳簿や領収書などの保存と備付け、それから収支報告書とそれらの帳簿、領収書等との突き合わせということだと思われまじけれども、そういった理解でよいのか。そして、そういう監査人制度を新設しようという理由や必要性について伺いたいと思います。

○衆議院議員(棚橋泰文君) お答えをいたします。

まず、登録政治資金監査人による政治資金監査は、委員御指摘のように、会計帳簿、領収書等が保存されていること、あるいは会計帳簿にその年の支出の状況が記載されており、会計責任者が会計帳簿を備えていること、収支報告書が、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が収支報告書に表示されていること、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は会計帳簿に基づいて記載していることの四点でして、政治資金適正化委員会の定める具体的な指針に基づいて行うこととなっておりますが、いずれも先生、委員御指摘のように、書類が保存されているかどうか、それから書面の記載が整合的かどうかというような形式的なチェックをするというふうに理解しております。

多分、委員の御指摘の趣旨は、特に総務省に置かれる委員会の方で政治団体の政治活動の自由に関して何らかの形で影響があるんじゃないかという御指摘の、多分御疑問の御趣旨かなというふうに今御質問伺いながら御推測したんですが、政治団体が行った支出の中身がその政治資金の使い道として適当であるかどうか、これが総務省の中の委員会の方で決めるという話ではございませんで、支出内容についての評価や判断を総務省の委員会で行うわけではないと。形式的な事項とはいえ、政治資金の透明度を高めると同時に政治活動の自由を確保するということを踏まえた上で、私は各党間でこのような形になったというふうに理解しておりますので、何とぞその点、御理解をいただければありが

とうございます。

(中略)

○仁比聡平君 そうはおっしゃっても、監査人が現実に気が付いたとか疑いを持ったというような場合にどうするのかというのが今のお話でもよく分からないんですよね。

今お話にありました法案十九条の三十に言う政治資金適正化委員会の所掌事務としての政治資金監査に関する具体的な指針なんですが、これには監査人がどこまでやれば法律上の義務を尽くしたということになるのかといった内容もゆだねられるということになるんでしょうか。

○衆議院議員(棚橋泰文君) お答えをいたします。

今の御質問に関する登録政治資金監査人がどこまでの権限で監査するかという話ですが、基本的には先ほどお答え申し上げたように、まず形式的な事項についての監査であると、内容について実質的な内容の監査には及ばないと、そういう理解しております。

○仁比聡平君 そうしますと、この規定ぶりだけではよく分からないんです。具体的な指針ということになれば、そういった真実性の監査などもやるべきであるとか、その手法だとかというようなことも書き得るような感じもするんですけれども、そういったものではないということでしょうか。

○衆議院議員(棚橋泰文君) この問題は各党の中で大変議論をしていただいて、正に委員御指摘のように政治活動の自由を確保するということと、政治資金の透明性をどこまで国民の信頼にこたえてきちんとやっていくということ、この二つをきちんとバランスを取りながら御議論いただいたと思っております。

この法改正自体の趣旨は、当然のことながら公開、特にいわゆる一円領収書も含めて一万円以下の領収書もというような、まず国民の皆様方にきちんとお見せするというのが大原則、その上でさらに、形式的事項とはいえ登録政治資金監査人がその形式的事項に関してはチェックをするという、私はそういうところで各党各会派の御議論がまとまったと、そのところは深い議論をしていただいた上でここに落ち着いたのではないかというふうに思っております。

## 政治資金監査マニュアル(抜粋)

### I. 政治資金監査の目的

8. 政治資金監査は、外部性を有する第三者が行うものである。

- ・ (略) 政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度である。(略)

### VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング

16. 収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、以下のとおりである。なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであること。

- ・ 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費（光熱水費、家賃等）
- ・ 他の政治団体に対する支出
- ・ 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出

19. 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。

#### 政治資金監査に関するQ&A（抜粋）

- ・ 収入・支出の記載漏れ（Ⅶ－3）

Q 会計責任者等に対するヒアリングの過程で収入の記載漏れが発見され、その収入に対する支出についても記載漏れがあり、会計責任者は収支報告書を訂正しなかった場合、政治資金監査報告書ではどのように記載すべきか。

A 収支報告書に支出の記載漏れがあり、会計責任者に指摘したにもかかわらず、収支報告書を訂正しなかった場合、政治資金監査マニュアルの「Ⅶ. 政治資金監査報告書 2. 政治資金監査報告書記載例（3）」の「2監査の結果」と同様に、法定の監査事項を確認できなかったものとして、別記にその旨を記載することが考えられます。

なお、政治資金監査は支出のみを対象とし、収入はその対象とはしていません。

## ② 支出の妥当性（使途、支出先）、支出項目の区分の分類に関する報道

#### 国会での議論

①を参照。

#### 関係法令（抜粋）

- 政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）（抄）

（収支報告書の様式及び記載要領）

第九条 法第十二条第一項に規定する報告書の様式及び記載要領並びに法第二十九条に規定する文書の様式は、別記第七号様式に定めるところによる。

## 第七号様式（第九条関係）

（記載要領）

1～15 （略）

16 様式（その13）について

すべての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。

（略）

17～24 （略）

### 政治資金監査マニュアル（抜粋）

#### I. 政治資金監査の目的

10. 政治資金監査は、会計事務に対して外形的・定型的に行われるものである。

- ・ 政治資金監査は、政治資金規正法及び政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務である。また、政治資金監査を行うに当たっては、いうまでもなく国会議員関係政治団体の政治活動の自由を尊重することが求められるものであり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではない。

・ （略）

#### VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング

10. 会計帳簿の支出項目の区分の分類については、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めること。

16. 収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、以下のとおりである。なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであること。

- ・ 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費（光熱水費、家賃等）
- ・ 他の政治団体に対する支出
- ・ 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出

19. 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの

支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。

#### 政治資金監査に関するQ&A (抜粋)

・ 政治資金監査の範囲 (I-1)

Q 政治資金監査は外形的・定型的な確認としつつも、関係法令上の問題点等かなり踏み込んだ内容も確認することとされており、政治資金監査においてどこまでの確認が求められているのかがよく分からない。

A 政治資金監査マニュアルには、会計責任者等に対するヒアリングの際、関係法令上の問題点等の確認を行うなど踏み込んだ内容のものが含まれていますが、これらの事項は政治資金監査の信頼性確保の観点から、関係書類の形式的なチェックに加えて会計責任者側に確認を求めたり、注意喚起をしたりしていただくためのものです。これらの事項が実際に関係法令に従っているかどうかなど支出の妥当性については、あくまでも国会議員関係政治団体側の責任により判断するものであって、外形的・定型的確認という政治資金監査の基本的性格から外れるものではないものと考えます。

・ 使途の妥当性の判断 (I-5)

Q 政治資金監査の結果、政治団体に係る支出とは判断できない支出が分類されている場合、どのように対処すればよいのか。外形的・定型的監査にとどまらず、使途の妥当性についても登録政治資金監査人が判断するべきではないか。

A 政治資金監査は、政治資金の使途の妥当性を評価するものではありません。これは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請にも応えるべく、国会における議論の結果、外形的・定型的な監査とすることで合意されたものです。

#### 委員会見解 (抜粋)

(平成21年6月4日開催 平成21年度第2回委員会)

### 3. Q&A (政治団体から疑義が寄せられたもの)

○以下は、支出項目の区分の分類について、政治団体から疑義が寄せられたものについて、標準的な分類例を示したものである。

○支出項目の区分の分類については、政治団体の判断により、支出の目的に応じて分類すべきものであり、以下の標準的な分類例以外の分類が認められないものではない。

※ 表は省略

## 第2期取りまとめ（平成26年3月）（抜粋）

### 4 政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項

#### （6）収支報告書に記載すべき支出の区分

##### ○ 検討の方向性

（略）

この点、個別の具体的支出の分類や記載方法については、収支報告書の記載方法に係る基本の方針の一例として当委員会の示した見解（「支出項目の区分の分類について」）も踏まえながら（参考資料6参照）、国会議員関係政治団体の収支報告の手引等により、周知が図られているところであり、適宜充実を図ることとした。

##### ○ 対応の方向性

（略）

現行の支出の分類を分かりやすくするための取組として、前述の当委員会が示した見解の周知に努めているところであるが、例えば、政治団体のインターネットの活用等、政治活動のあり方の変化に応じて、今後とも支出の分類について疑義が生じた場合には、当委員会の見解を示す等の方法によりの確に対応していく必要があると考えられる。

### ③ 収支報告書等に記載されていない支出に関する報道

#### 関係法令（抜粋）

##### ○ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（会計帳簿の備付け及び記載）

第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 （略）

二 すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条、第十七条、第十九条の十一、第十九条の十三及び第十九条の十六において同じ。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第一項及び第十二条第一項第二号において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日



三 (略)

2 (略)

(報告書の提出)

第十二条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 すべての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出（一件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が五万円以上のものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

三 (略)

2～4 (略)

(国会議員関係政治団体の報告書の記載等)

第十九条の十 国会議員関係政治団体（第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において国会議員関係政治団体であつたものを含む。次条から第十九条の十五までにおいて同じ。）の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二条第一項及び第十七条第一項の規定の適用については、第十二条第一項中「三月以内」とあるのは「五月以内」と、「四月以内」とあるのは「六月以内」と、同項第二号中「経費以外の経費の支出」とあるのは「経費以外の経費（第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出」と、「五万円以上の」とあるのは「一万円を超える」と、第十七条第一項中「三十日以内」とあるのは「六十日以内」とする。

**国会での議論**

①を参照。

## 政治資金監査マニュアル（抜粋）

### I. 政治資金監査の目的

10. 政治資金監査は、会計事務に対して外形的・定型的に行われるものである。

- ・ (略)
- ・ 登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者の説明に基づき、支出の状況を確認することが期待される。(略)

### V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

17. 会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

24. 会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。))が漏れなく転記されているかどうかを確認すること。

なお、会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されている場合は、当該書面に記載された住所が収支報告書に転記されているかどうかを確認すること。

## 政治資金監査に関するQ&A（抜粋）

### ・ 支出の発見（I-4）

Q 登録政治資金監査人は、会計帳簿や収支報告書に記載されておらず、さらに領収書等その他の保存対象書類も存在しないような外形的に確認できない支出についても、その支出を発見しなければならないのか。

A お尋ねの場合の支出は、外形的に確認できませんので、政治資金監査において発見することまでは求められておりません。

### ・ 預金口座の確認（V-40）

Q 政治資金監査において、当該支出がどの預金口座から支出されているかまで確認しなければならないか。

A 政治資金監査においては、国会議員関係政治団体が管理すべき収支報告書及び会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認するものであるため、当該支出がどの預金口座から支出されているかまで確認することは求められていません。

#### ④ 領収書等亡失等一覧表に関する報道

##### 政治資金監査マニュアル (抜粋)

#### V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

8. 領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）については、これらの支出の一覧表（以下「領収書等亡失等一覧表」という。）の提出を会計責任者に求めること。

#### VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング

12. 領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）については、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めること。

#### VII. 政治資金監査報告書

16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ 政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例（3）の例によること。
  - ① 領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されず、書面監査において支出の状況が確認できなかったもの（人件費以外の経費の支出に限る。）については、会計責任者から提出された領収書等亡失等一覧表を添付の上、記載例（3）の（別記）（1）の例によること。
  - ② (略)
  - ③ (略)

##### 政治資金監査に関するQ&A (抜粋)

- ・ 領収書等亡失等一覧表に記載された支出に係る請求書等（V-39）
  - Q 領収書等亡失等一覧表に記載された支出については、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めることとされているが、さらに請求書や契約書等により確認することはできるのか。
  - A 領収書等亡失等一覧表は、領収書等を亡失等した支出を明らかにするためのものであるため、領収書等を亡失等した支出であれば、請求書や契約書等

により確認できたかどうかにかかわらず、領収書等亡失等一覧表に記載されることとなりますので、政治資金監査においては、請求書や契約書等により確認することまでは求められていません。

## ⑤ 人件費の確認方法に関する報道

### 政治資金監査マニュアル（抜粋）

#### V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

19. 人件費については、上記17.及び18.の例による会計帳簿と領収書等との突合により、又は会計帳簿と振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書との突合により支出の状況を確認し、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、貸金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認すること。

#### VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング

13. 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めること。

#### VII. 政治資金監査報告書

16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。

・ (略)

・ (略)

・ 政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例(3)の例によること。

① (略)

② 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、件数及び総額を明らかにした上、記載例(3)の(別記)(2)の例によること。

③ (略)

## (2) 登録政治資金監査人の資格との関連

### ⑥ 登録政治資金監査人と政治団体との関係（業務制限）に関する報道

## 関係法令（抜粋）

### ○ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（登録政治資金監査人による政治資金監査）

#### 第十九条の十三（略）

2～4（略）

5 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第一項の政治資金監査を行うことができない。

6（略）

（秘密保持義務）

第十九条の二十八 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録政治資金監査人の使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十六条の七 第十九条の二十八又は第十九条の三十二第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

### ○ 政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）（抄）

（法第十九条の十三第五項の総務省令で定める者）

第十四条の二の三 法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者の配偶者
- 二 役職員又はその配偶者
- 三 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体にあつては、同号の公職の候補者又はその配偶者

## 政治資金監査マニュアル（抜粋）

### I. 政治資金監査の目的

8. 政治資金監査は、外部性を有する第三者が行うものである。

- ・（略）政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三

者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、支出の相手方、目的、金額、年月日等が外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待される。したがって、政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有する登録政治資金監査人については、政治資金規正法において業務制限が設けられている。

## II. 登録政治資金監査人

6. 登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）。

- ・ 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者又はその配偶者
- ・ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ・ 2号団体にあつては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者

7. 業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記業務制限に該当してはならない。

また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うことになる場合も、政治資金監査制度の趣旨を踏まえれば、適当ではない。

なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。

11. 登録政治資金監査人の責任については、法において以下のとおり規定されている。

- ・ 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第1項）。また、登録政治資金監査人の使用人その他の従業者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査

の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第2項）。

- ・ 法第19条の28の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法第26条の7）。
- ・ （略）

#### 政治資金監査に関するQ&A（抜粋）

- ・ 後援会役員による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査（Ⅱ－6）  
Q 特定の国会議員の後援会の役員が登録政治資金監査人として同じ国会議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。  
A お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限には該当しないため、政治資金監査を行うことは差し支えありません。  
なお、代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者である場合については、Ⅱ－5をご参照下さい。
- ・ 後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査（Ⅱ－5）  
Q 特定の国会議員の後援会の代表者が登録政治資金監査人として同じ国会議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。  
A 登録政治資金監査人又はその配偶者が、ある国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体甲の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者（以下「代表者又は会計責任者等」という。）である場合に、同一の候補者に係る他の国会議員関係政治団体乙の政治資金監査を行うことは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。  
ただし、甲の代表者又は会計責任者等である登録政治資金監査人は、乙と密接に連携して活動を行っている場合もあると考えられ、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。

#### 第2期取りまとめ（平成26年3月）（抜粋）

#### 4 政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項

##### （7）業務制限の範囲

- 現在の取扱い  
（略）

この業務制限が設けられた趣旨については、政治資金監査マニュアルにおいて以下のように示されている。

(略)

○ 検討の方向性

政治資金規正法に基づく業務制限の範囲については、上記の政治資金監査制度の趣旨を踏まえ、指摘を受けた事例の状況も見極めながら、類似の他法令も参考にしつつ、検討を行っていくこととした。

○ 対応の方向性

(略)

具体的には、政党助成法の監査と政治資金監査の業務の性格の違いも考慮しつつ、改めて政治資金監査制度の基本的性格をふりかえった上で、以下の各事例について個別に検討を行った。

- ① 登録政治資金監査人が、過去一年以内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者である場合
- ② 登録政治資金監査人が、同一の国会議員関係政治団体の政治資金監査を一定期間以上継続して行った者である場合
- ③ 登録政治資金監査人が、国会議員の確定申告を担当している者である場合
- ④ 登録政治資金監査人が、同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者である場合
- ⑤ 登録政治資金監査人が、国会議員の公職選挙法第180条の出納責任者である場合
- ⑥ 登録政治資金監査人が国会議員である場合
- ⑦ 登録政治資金監査人が国会議員本人の近親者である場合
- ⑧ 登録政治資金監査人が後援会の役員の近親者である場合
- ⑨ 登録政治資金監査人が国会議員に献金をした者である場合

政治資金監査制度の基本的性格として、政治資金監査は、高い能力と識見を有する職業的専門家である登録政治資金監査人が公正かつ誠実に行うものであり、また、その業務は国会議員関係政治団体の会計事務に対する外形的・定型的な確認である（監査証明業務である政党助成法の監査とは異なる）。

このような基本的性格を踏まえると、政治資金監査の業務内容はいずれの登録政治資金監査人が行うかによって左右されるべきものではないので、現在の業務制限の強化の必要性はないという考え方が示された。



その一方で、政治資金監査は、事務所費や光熱水費等の政治資金の使途に関する一連の問題を受けて、これら政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭することを旨として導入されたものであることから、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つための配慮も必要ではないかという考え方も示された。

(略)

#### ④について

同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体であっても、相互の関係のあり方は様々であり、一律に業務制限の対象とするまでの必要はないという考え方と、同一の国会議員という共通項を持っており利害関係があるとの指摘を受けかねないという考え方が示され、意見が分かれたところであるが、政治資金監査に対する国民の信頼を保つための一定の配慮が必要であるという点については委員の意見が一致した。

したがって、制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当であると考えられる。

### (3) 収支報告書提出後の訂正との関連

#### ⑦ 収支報告書提出後の訂正に関する報道

政治資金監査マニュアル (抜粋)

#### VIII. その他の留意事項

3. 領収書等の再発行等又は収支報告書の訂正により、会計責任者等が政治資金監査時に登録政治資金監査人に対して示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう、予め会計責任者等に伝えておくこと。

委員会見解 (抜粋) (平成22年12月8日開催 平成22年度第5回委員会)

#### 2. 収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による確認について

収支報告書提出後の訂正における政治資金監査の取扱いについては、政治資金規正法上規定されていないが、支出の内容に係る訂正がある場合には、国会議員関係政治団体が、収支報告書の訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図る観点から適当であると考えられる。

## 2 その他の報道

- ① 「国会議員の関係政治団体は、07年に改正した政治資金規正法によって、09年分の報告から、公認会計士や税理士らによる政治資金監査を義務づけられている。ただ、実態は、領収書通りに記載されているかなどの確認にとどまり、支出の適正性などはチェックされない。監査の実効性を高める方策を検討してはどうか。報告書を作成する会計担当者や秘書らの能力向上も欠かせない。自民党は、所属議員秘書らを対象に、報告書などに関する研修会を検討している。こうした取り組みを積極的に進め、幅広く定着させることが急務である。」（平成26年10月30日付読売新聞朝刊（社説）より引用）
- ② 「過去にも政治資金の問題が相次ぎ、自民党本部で対応が検討されたが、党による監査導入など抜本的な改革は見送られてきた。政治家は誰もが一国一城のあるじ。党本部が、個々の議員のカネの出入りをすべてチェックするわけにもいかず、政治資金は「議員事務所がしっかり管理する」というありきたりの結論に至った。今回も事務所スタッフや新人議員を対象に講習会を開いて、再発防止策とするようだ。しかし、政治資金のチェック体制を抜本的に見直さなければ、また、いつか疑惑の連鎖が起きるのではないか。たとえ小悪であっても政治不信が進むことに変わりはない。」（平成26年11月5日付毎日新聞朝刊より引用）
- ③ ずさんな収支報告が相次ぐ実態には、平成20年に始まった政治資金監査人制度が機能しているのか疑問も生じる。登録した弁護士や公認会計士らによるチェックの実態を検証すべきではないか。（平成26年11月29日付産経新聞朝刊（社説）より引用）
- ④ 国会議員に関係する政治団体については、平成21年分の報告書から弁護士や税理士らによる監査が義務付けられた。政治とカネ問題への対処が狙いだったが、実効性には疑問符がつく。複数の政治団体の監査を行った40代の男性弁護士は「収支の適切性まで確認する監査人は少ないはず。憲法で保障された『政治活動の自由』のため、帳簿と領収書が一致しているかを見ることだけを規正法が求めているからだ」という。さらに「調査権限がないため、報告書の作成段階で収支が改竄されていれば、見抜くのは困難だ」と明かした。こうした状況はどうすれば改められるのか。政治資金問題に詳しい日大法学部の岩井奉信教授（64）＝政治学＝は「政治家は政党支部、資金管理団体、後援会など自身に関係する政治団体を複数持っている。複数団体間で政治資金をやりとりし、カネの流れを不透明にしている場合もある」と指摘。その上で「現在は各団体が個別に会計をしているが、実質的にはグループ企業のように一体なのだから、全体のカネの流れを把握でき、透明性が高まる連結会計を導入すべきだ。政治資金には税金も含まれ

ており、厳しい管理が必要だ」と話す。加えて「監査制度が形骸化している。監査人に、収支の具体的な中身を調べられる権限を与えるべきだ」との見解を示す。  
(平成26年11月29日付産経新聞朝刊より引用)

- ⑤ 岩井奉信・日大教授「これを契機に、政治資金の「出」を律する政治資金制度の見直しが求められる。まず、手始めに政治資金規正法の総則に「適切な支出」に努める旨を明記すべきであろう。その上で、政界全体で政治資金の使途の在り方について、ガイドラインの作成などに向けて取り組むべきであろう。そこでは英国などで制度化されている年間の支出に制限を加える「支出上限規制」も議論の対象にすべきだ。」(平成26年11月29日付毎日新聞朝刊、東京新聞朝刊より引用)